

請願 第19号



2006年12月11日

松本市議会  
議長 渡辺 聰 殿

請願人

長野県社会保険推進協議会

代表 小林 義彦



(連絡先) 〒380-0906

長野市鶴賀629-1長野東口ビル8F803

TEL 026-223-1281 FAX 026-223-1291

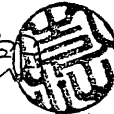
松本市深志3丁目7番17号

平川 恵資



紹介議員

吉江 健太郎  
大飼 明義  
高下 正夫



療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める請願書

貴議会には日頃より、住民福祉の向上のためにご尽力いただいていることに感謝し、敬意を表します。

さて、先の第164通常国会で成立した医療制度改革関連法には、入所介護や入院を担っている38万床の療養病床（介護療養病床13万床、医療療養病床25万床）を大幅削減し、2011年度までに介護保険療養病床は廃止、医療療養病床は15万床にする療養病床の再編が盛り込まれました。政府は、削減する23万床で療養している人々を介護施設や在宅に移すといっていますが、現在、特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人（長野県では3,800人）を超えています。すでに、7月1日から廃止・削減計画が始まり、退所者が生まれています。このままでは、多数の「介護難民」「療養難民」を生み出すこととなります。

また、法律には、高齢者の患者負担を大幅に引き上げることも含まれています。10月1日から70歳以上で現役並みの所得者の医療費窓口負担が2割から3割に引き上げられました。リハビリについても、厚生労働省は今年の診療報酬改定でリハビリ日数制限を実施し、全国でリハビリ中断者、「リハビリ難民」が生まれています。

高齢化の進行とともに、今後、単身や高齢者だけの世帯が増加することが予想されます。格差と貧困の広がりの中で、私たちはこのような老後の安心を奪う医療政策の中止を求め、療養病床の廃止・削減や高齢者の患者負担増を止め、医療・介護の環境整備・拡充を求め要請するものです。

つきましては、貴議会におかれましては、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただくよう請願するものです。

**【請願項目】**

1. 高齢者が地域で安心して療養できる施設やベッドをなくさないで下さい。
2. 高齢者の患者負担を軽減して下さい。
3. リハビリの日数制限を撤廃し、リハビリは個々の患者の必要性に応じて行えるようにして下さい。

以上